

大阪府指定出資法人評価等審議会（第18回）

- と き 令和8年3月4日（水曜日）13：00～15：05
- と ころ web会議
- 出席者 新井 康平（大阪公立大学大学院 経営学研究科 准教授）
新生 雅則（F&Link 株式会社 公認会計士）
小沢 貴史（神戸大学大学院 経営学研究科 教授）
西川 和予（株式会社 勁草パートナー 中小企業診断士）
山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）
- 議 事 1. 大阪府道路公社の中期経営計画（案）について
2. （公財）大阪府国際交流財団の中期経営計画の改定（案）について
3. 指定出資法人役員の再任の取扱いについて

1. 大阪府道路公社の中期経営計画（案）について

資料1に基づき、法人から中期経営計画（案）について説明

委員：16、17ページの「コスト縮減」に関して、金額の記載が一切なくなっているが、前中期経営計画では「コスト縮減額」が記載されていた。「コスト縮減」を掲げる以上、やはり縮減目標や縮減目安として金額の記載も必要と思うがいかがか。

また、17ページの下段、本社機能のあり方検討の内容を具体的に教えていただきたい。

法人：コスト縮減についてはこれまで年度ごとのコスト縮減額を記載していたが、今後のコスト縮減額はこれまでよりも少額となるため、次期中期経営計画では記載をしていない。具体的には、中期経営計画期間においてトンネル照明のLED化を進めていくが、来年度についてはLED化がまだ図れず、金額的にはあまり縮減できないこともあるため、今後3年間で使用電力量の削減をめざすこととした。

本社機能のあり方については、現在、大阪府庁近くに本社機能を構えているが、鳥飼仁和寺大橋有料道路の料金徴収期間満了後、箕面有料道路1路線になることから、箕面有料道路付近への本社機能の移転や組織体制の見直しを検討している。

委員：本社機能のあり方については承知した。ただコスト縮減については、前中期経営計画では「維持修繕・管理業務費用及びコスト縮減額」として金額が挙がっていた。加えて、「人件費の削減」ということで目標数値が掲載されている。今回もコスト縮減を挙げながら、全く金額に触れないのは違和感がある。

また、2025年度までの単年度の健全性等の成果測定指標として「コスト縮減額」を挙げていたが、2026年度からは「照明LED化による使用電力量削減」のみを成果測定指標として挙げる予定か。

法人：照明LED化以外にも、17ページの遠隔臨場による工場検査により出張を減らしてWebによる検査体制等を推進していくことで、旅費のコスト縮減を図ることを考えている。

委員：19ページのコスト縮減に対する数値目標（案）は「照明LED化による使用電力量削減」の項目のみなので、それがコスト縮減の数値目標（案）になると解釈される。ただ、照明LED化以外にも検査のDX化など縮減の内容が他にもあるならば19ページの記載を見直す必要がある。

- 法人：19 ページの数値目標（案）は、代表的なものを記載していたため、記載を工夫する。
- 委員：先程も申し上げたが、やはり全くコスト縮減額に言及しないというのは、違和感があるので併せてその点も検討いただきたい。
- 委員：20 ページ、鳥飼仁和寺大橋有料道路は 2027 年 2 月で料金徴収期間満了となるが、2026 年 3 月時点での、未償還額は借入金 17 億円、出資金 20 億円の計 37 億円とある。一方で、18 ページでは、2026 年計画の償還準備金等積立額の鳥飼をみると 64.9 億円となっており、償還準備金等積立額が余るのかと思ったが、どのように処理されるのか。
- 法人：18 ページ、償還準備金等積立額の鳥飼の 64.9 億円については、注釈 1 に記載のとおり、償還準備金と損失補填引当金の合計額を挙げており、20 ページの鳥飼仁和寺の償還額 65 億円と合致する。未償還額の 37 億円については、移管済 3 路線の損失補填引当金の残高 159 億円で処理予定。
- 委員：20 ページの注釈 6 のとおり、継続 2 路線の未償還額の小計 67 億円は損失補填引当金で処理されるのかと思う。なお、注釈 6 は未償還額のうち借入金に限定した記載になっているが、鳥飼仁和寺の未償還額のうち出資金 20 億円はどのように処理されるのか。
- 法人：出資金についても、借入金 17 億円と合わせた未償還額 37 億円を損失補填引当金の残高 159 億円で処理することを検討している。将来的に、算面の未償還額のうち借入金 50 億円についても 2047 年 5 月の料金徴収期間満了の際に、損失補填引当金の残高により返還することになる。
- 委員：では、算面の未償還額のうち出資金 175 億円はどのように処理されるのか。
- 部局：算面の未償還額のうち出資金 175 億円については、料金徴収期間が残っているため、期間中に料金収入で回収していくことが第一になる。鳥飼仁和寺の未償還額のうち出資金 20 億円については、今後、損失補填引当金の残高を活用して処理するのかを含め、府と公社で議論していく方向性であるが、どちらについても現時点で決まっていることはなく、損失補填引当金の残高 159 億円で処理することができるという状況。
- 委員：損失補填引当金を積み上げているが、あくまで現時点での見積もりであり、今後の料金徴収状況等に応じて変化していくという理解でよいか。
- 部局：そのとおり。損失補填引当金は年数が経つと新たな積立分ができる。
- 委員：新たな積立とはどういうことか。損失補填引当金は各期の利益等から積み上げていくような性質のものか。
- 部局：毎年度の収益のうち約 10% を積み上げている。
- 委員：約 10% の積み上げについて、18 ページのどこに含まれているのか。
- 法人：18 ページでは上の表にある「償還準備金等積立額」の部分に含まれている。
- 委員：「A. 収益（料金収入等）」と「B. 道路管理費等」の差額が利益として、「償還準備金等繰入額」となり、その積み上げが上の表の「償還準備金等積立額」、これが利益の積み重ねになると思うが、そうなら、20 ページの注釈で出てくる「損失補填引当金」を処理する隙間がないのではないか。損失補填引当金の相手科目は何になるのか。
- 法人：その内容については整理の上、お示しする。
- 委員：承知した。本件を整理すると同時に、算面の未償還額の出資金等、未償還額となっている部分を最後までどのように処理するのかについても、併せてご確認いただきたい。

2. (公財)大阪府国際交流財団の中期経営計画の改定(案)について

資料2~4に基づき、法人から中期経営計画(案)について説明

- 委員：留学生会館の入居率の計算方法について、ウクライナ避難留学生受入枠を除くとあるが、その計算方法は。
- 部局：分母は全85室からウクライナ避難留学生受入枠として確保している室数を除いたもので、分子は全入居実績からウクライナ避難留学生分を除いたものである。
- 委員：ウクライナ避難留学生受入枠として確保している室数が資料に記載されていないが、時期によって変動するからか。
- 部局：お見込みの通り。
- 委員：資料2収支計画の受取寄付金の中の「うち特定資産取崩額」について、当初計画時より一億円ほど減少しているが、これは業績が想定より良かったので取崩額を減らしたということか。また、取崩額の判断はどのようにされているのか。
- 法人：業績が想定より若干改善し、想定より取り崩さずに済んだ。取崩額は決算の際に資金の状況を見て判断している。

3. 指定出資法人役員の再任の取扱いについて

資料5に基づき、事務局から説明

- 委員：府関係者とあるが、これは府退職者のみを指すのか、あるいは現職も含むのか。現職も含む場合、出向ということか。
- 事務局：府関係者は府退職者及び現職をさす。現職の場合、出向ではなく退職しての就任となる。
- 委員：府関係者にのみ公募が義務付けられているのか。またこの公募には府関係者以外の民間出身者も応募できるのか。
- 事務局：府関係者を選任の対象に含む場合は公募が必要。民間出身者も応募できる。
- 委員：府関係者を選任の対象に含む公募により民間出身者が選ばれた場合、その方は今も公募によらず再任できるのか。
- 事務局：現行規定上は公募が必要となる。
- 委員：在任期間のルールとあるが、これは法人が定める役員の任期とは別なのか。
- 事務局：法人が定款等で定める任期とは別である。「大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領」において、府退職者の同一法人における役員の在任期間を原則5年としており、複数任期就任する場合でも5年が限度となる。
- 委員：府指定出資法人の役員に一律の年齢制限や定年はあるのか。
- 事務局：府で一律に定めることはしていない。
- 委員：公募せず再任する場合の限度が2回ということは、役員の任期が一年ならば再任をしても最長3年の就任ということか。
- 事務局：そのとおり。
- 委員：同一人物を異なる役職に就任させたい場合も再任できるのか。
- 事務局：役職が変わるのであれば公募が必要。
- 委員：他の法人の役員に就任した場合、在任期間のルールはリセットされるのか。
- 事務局：そのとおり。
- 委員：再任するにしても、役員の残存期間の取扱いは注意する必要があると思う。

事務局：そういった点なども含め、再任を選択するか否かについては法人において総合的に判断いただくことになる。

委員：外部有識者による確認とあるが、任命は誰が行うのか。また当審議会への報告等はあるのか。

事務局：外部有識者は法人等で任命いただく。その内容等については、役員公募の手続きと同様に府あてに事前協議を求める。また本審議会にはご報告させていただく予定。

委員：同一法人において原則5年という在任期間のルールがあり、長期就任の懸念もない。人材獲得競争が激化している中、役員に複数任期就任してほしいという法人の考えは一定理解できる。